

### 地区計画制度

## 身近なまちづくりのルール

地区計画制度は、地域の皆さんと市が連携して、それぞれの地域に合ったルールを定めることで、より快適で住みやすい環境や、美しいまち並みを守り、育むための制度です。

### 地区計画制度を定めること

地区計画では、地域の特性に合ったまちづくりの大まかな目標

地区計画の地区名	対象となる区域
京成成田駅東口地区	京成成田駅東口(花崎町の一部)
公津東地区	公津の杜全域
橋賀台二丁目地区	橋賀台2丁目の一部(橋賀台公園周辺)
久住駅前地区	久住中央全域
土屋地区	ウイング土屋全域
玉造六丁目地区	玉造6丁目1番地
公津西地区	はなのき台全域
大栄物流団地地区	大栄物流団地全域
成田湯川駅南口地区	成田湯川駅南口(松崎の一部)
東町・花崎町地区	東町・花崎町の一部
中台三丁目地区	中台3丁目2番地
大学医学部付属病院地区	畑ヶ田の一部

と、それを実現するための具体的なルールを定めます。

ルールとして、建物の用途(住宅、店舗など)・高さ・敷地面積・色、道路や公園の配置などを地区全体で定められます。また、地区内を区分して、さらに細かく定めることもできます。

地区計画を定めることで、ルールに基づいて計画的にまちづくりを進めていくことができます。

### 計画の案の申し出ができます

地区計画を定めようとする地域住民や土地所有者などの利害関係者は、地区計画の案を市へ申し出ることができます。

申し出るためには、区域の面積が0.5ヘクタール以上で一体となった土地であること、地域内の土地所有者の同意を得ていることなどが条件になります。

### 建築などは事前の届け出を

市内では現在、12の地域で地区

計画が定められています(左上表)。計画の地域内で、建物の建築や用途の変更などを行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届け出てください。

新築だけでなく、増改築や外壁・屋根の塗り替え、カーポート・フェンス・塀の設置などの場合にも届け出が必要です。

地区計画の内容は、都市計画課(市役所5階)、同課ホームページ(<http://www.city.naita.chiba.jp/sisei/sosiki/hoshikei/index.html>)で見ることができます。

※くわしくは同課 ☎20・1560)へ。

### 崖地の整備

#### 工事費の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。補助を受けるには事前に手続きが必要です。工事計画するときには土木課(市役所5階)に相談してください。

対象は次の全てに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業

としての整備は除く)

- 高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地
- 崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額 750万円を限度に、工事費の3分の2  
※くわしくは土木課 ☎20・1550)へ。

### なりた・お仕事ナビ

#### 求人・就労を支援

「なりた・お仕事ナビ」は、市内・近隣の求人情報や、就業に役立つイベントの開催情報などを掲載し、事業者や求職者をさまざまな形で支援するサイトです。

#### 求人情報を探している人は

- ① パソコン・スマートフォン(<http://www.n-shigoto.com/>)や携帯電話(<http://n-shigoto.com/>)からアクセスする
- ② 求人情報を検索・閲覧する
- ③ 希望の職業・職種が見つかった場合は、事業者へ直接連絡する

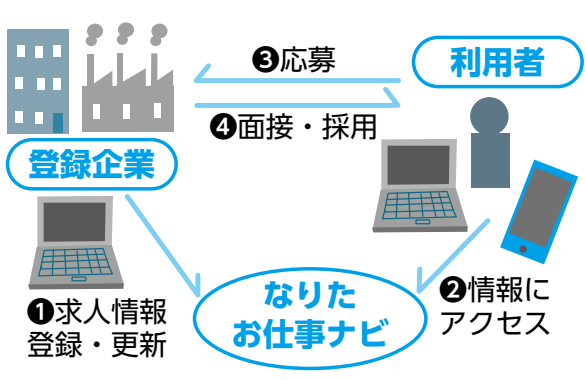
#### 求人情報を登録したい人は

登録する前に「事業者初期登

録」が必要です。インターネットまたは商工課(市役所4階)にある登録用紙で手続きしてください。登録後は、正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関係なく、いつでも簡単に求人情報を登録・更新することができます。

#### 求人情報以外の掲載内容

- 就業支援セミナーの開催情報
  - ハローワークへのリンク
  - 仕事の契約時の注意点
  - 労働に関する法律
  - 履歴書のダウンロード
- ※くわしくは商工課 ☎20・1622)へ。

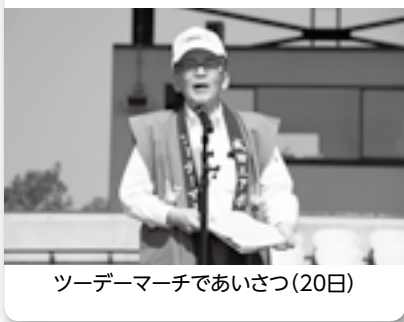


# 市長日誌



5月16日～31日

16日	成田空港圏自治体連絡協議会総会 高齢者クラブ連合会総会 地域防犯推進員委嘱状交付式
17日	戦没者追悼式 成田エアポートツーデーマーチ(~21日)
19日	昭栄地区敬老会 区長会総会
20日	大須賀地区敬老会 豊住地区成田空港騒音対策協議会総会
21日	大栄地区空港騒音対策協議会総会 首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会総会
22日	市民憲章推進協議会総会・感謝状贈呈式
23日	民生委員児童委員協議会総会
24日	子ども会連絡会総会 危険物安全協会総会表彰式
25日	廃棄物不法投棄監視員委嘱状交付式
26日	成田空港活用協議会総会 成田空港対策協議会総会
27日	印旛地区水防管理団体連合会水防演習
28日	下総地区空港対策委員会総会
30日	防火協会総会表彰式



ツーデーマーチであいさつ(20日)

## 障害年金無料相談会 社会保険労務士が 応じます

障害年金の申請方法や、支給に関する悩みなどに、社会保険労務士が無料で相談に応じます。

日時 毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分

会場 成田商工会議所(花崎町)

※申し込みは、みんなでサポート  
ちば事務局 ☎070・1541・7661へ。

## 野焼き 禁止されています

野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素や、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。

す。また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑になります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。禁止の例外となる行為も、周辺地域の生活環境に著しい影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課 ☎20・1532へ。

## マイナンバーカードの交付 市役所で手続きを

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。  
必要書類 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認が

できるもの(運転免許証、パスポートなどの顔写真付きのもの1点。または保険証、年金手帳など2点)、住民基本台帳カード(持っている人)

マイナンバーカードでできること  
マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な本人確認書類として利用できます。

また、マイナンバーカードに搭載された電子証明書は、インターネットで確定申告書が提出できるe・Taxなどに利用できるほか、全国のコンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本・附票(本市に本籍がある人のみ)の交付などにも利用できます。

紛失したときは  
マイナンバーカードを紛失したときは、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・017

8、24時間年中無休)に一時停止を連絡し、市民課と警察署に届け出てください。

なお、紛失や損傷したときは有料で再交付できます。

## 交付手続きなどの休止日

機器点検のため、毎月第3土曜日の翌日の日曜日は、マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行・失効などの手続きはできません。

※くわしくは市民課 ☎20・1525へ。

## 区・自治会への加入 地域の輪を大切に

私たちが安全・安心に暮らしていくためには、地域の人々との助け合いが大切です。特に災害時は、区や自治会などの自治組織は最も頼りになる存在の一つといえます。また、子どもや高齢者を地域の目で見守ることは、防犯上、大きな力を発揮します。

日頃から近所との絆や連帯意識を高めて、災害や犯罪に強い地域づくりの輪に参加しませんか。

「どの区に入れればいいのかわからない」「新しく自治会を設立したい」などの質問や相談などは、市

民協働課 ☎20・1507へ問い合わせてください。  
※くわしくは同課へ。

## 119番の適正利用

### 本当に必要なときに

119番は火災・救急・救助などの緊急時に使用する専用電話です。消防車や救急車を必要とする人からの通報が遅れる恐れがあるので、災害発生状況などの問い合わせには使用しないでください。

災害発生状況は、消防本部のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shobo/index.html>)、または消防ナレホンサービス ☎24・30308)で確認できます。

※くわしくは指揮指令課 ☎20・1593へ。

## 今月の納期限

6月30日(金)

### 市・県民税(第1期)

※くわしくは納税課 ☎20-1519へ。

成田市議会

議長・副議長決まる

6月2日に開かれた成田市議会定例会において議長・副議長選挙が行われ、議長には伊藤竹夫氏が、副議長には小澤孝一氏が選出されました。



伊藤 竹夫 議長



小澤 孝一 副議長

市監査委員決まる

議員選出委員の辞職に伴い、6月3日付けで新監査委員に、平良清忠氏が選任されました。



平良 清忠 氏

地域でのリサイクル運動

団体での回収に奨励金

市では、ごみの減量・再資源化を図るため、資源物を回収するリサイクル運動を推進しています。市に登録をしてリサイクル運動を行った団体に奨励金を交付します。現在、子ども会や自治会など157団体が取り組んでいます。ぜひ登録してください。  
奨励金：資源物1キログラム当たり10円

資源物：市内の一般家庭から出された紙類・衣類・布類・瓶類・缶類・金属類・ペットボトル  
登録できる団体：自治会、子ども会、老人会、地域住民で構成された営利を目的としない団体  
登録方法：クリーン推進課(市役所5階)にある申請書に内容を記載し提出

※くわしくは同課(☎20・1530)へ。

固定資産税の減額

住宅の改修工事で

次の改修工事を行った住宅(居

住部分の面積が2分の1以上)は、固定資産税が減額になる場合があります。都市計画税は減額対象となりません。

①バリアフリー改修工事

対象：次の全てに当てはまる工事  
○新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)に対して、平成19年4月1日以降に工事を完了したもの  
○65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けた人、障がいのある人のいずれかが居住する住宅に対して行ったもの

○改修後の床面積が50平方メートル以上

○補助金額などを除く自己負担額が50万円以上

減額率：3分の1(工事が完了した翌年の1年間のみ、床面積100平方メートル分まで)

②省エネ改修工事

対象：次の全てに当てはまる工事  
○平成20年1月1日以前から所在した住宅(賃貸住宅を除く)に対して、平成20年4月1日以降に完了したもの

○窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)

○改修後の床面積が50平方メートル以上

○補助金額などを除く自己負担額が50万円以上

減額率：3分の1(工事が完了した翌年の1年間のみ、床面積120平方メートル分まで)

③住宅耐震改修工事

対象：次の全てに当てはまる工事  
○昭和57年1月1日以前から所在していた住宅に対して、平成18年4月1日以降に完了したもの  
○建築基準法に基づく耐震基準に適合するよう行ったもの  
○改修工事費用が50万円以上  
減額率：3分の1(工事が完了し

した翌年の1年間のみ、床面積120平方メートル分まで)

①②は併用できます。②③は平成29年4月1日以降に改修を行い、長期優良住宅の認定を受けた場合、減額率が3分の2になります。

※工事内容により提出書類などが異なります。原則として工事完了後3カ月以内に申告してください。くわしくは資産税課(☎20・1514 ホームページ<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shisan/stdoo02.ht ml>)へ。

放射線量測定結果

5月に測定した次の場所は、放射線量が除染目標値以下でした。

測定場所＝小中学校、保育園・幼稚園・認可外保育施設、市役所、下総・大栄支所、大清水大気測定局(遠山中敷地内)、幡谷大気測定局(久住体育館隣)

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農産物などの放射性物質検査の結果

5月に検査した次の品目は、放射性物質が基準値以下でした。

検査品目＝スイカ、ハクサイ、レタス、茶

※詳細は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/nosei/index0003.html>)に掲載しています。くわしくは農政課(☎20-1541)へ。